

公立大学法人福島県立医科大学附属病院患者輸送車運行業務

一般競争入札

入札説明書

令和6年3月

公立大学法人福島県立医科大学

入札説明書

公立大学法人福島県立医科大学が発注する「公立大学法人福島県立医科大学附属病院患者輸送車運行業務」に係る一般競争入札については、入札公告に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 発注者

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

2 入札に付する事項

(1) 件 名 公立大学法人福島県立医科大学附属病院患者輸送車運行業務

(2) 内 容 患者輸送車運行業務処理要領（以下「要領」という。）のとおり

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第3条第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立てをした者若しくは申し立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てをした者若しくはなされた者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

(5) 県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

(6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知）及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局長指導課長通知）に定める基準を満たすことができる者であること。

(7) 医療機関で患者輸送車運行業務の実績を有するものであること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 提出書類

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格を受けるため、「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式1）に次の書類等を添付し、下記（3）に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格を得られない場合がある。

ア 上記3の（1）から（4）を誓約する書類（任意様式）

イ 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める認定基準を満たす者であることを証明する書類又は上記3の（6）の資格を有することを証明する書類

なお、書類で確認できなかった場合には、現物確認、聞き取り等の調査を行うことがある。

ウ 業務履行実績調書（任意様式）

上記3の（7）の実績を証明するもの、あるいはその他それに類するもの。

エ 全部事項証明書（登記簿）謄本（提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）

(2) 提出期間

令和6年3月7日（木）から3月14日（木）までの8時30分から17時15分まで

(3) 提出場所

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学医事課

電話024-547-1823

(4) 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、令和6年3月14日（木）17時15分まで必着とする。

(5) 費用負担等

資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

(6) 入札参加資格の通知

入札参加予定者の入札参加資格の有無を確認後、入札参加予定者に「一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）」により通知する。

5 要領等に対する質問

要領等について疑義がある場合は、要領等に関する質問書（様式5）により質問を求めることができる。

なお、提出期間等については、4（2）から（5）までと同じとする。

質問に対する回答については、令和6年3月19日（火）に公立大学法人福島県立医科大学ホームページに「要領等に関する回答書」（様式8）を掲載する。

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、提出すること。

(2) 代理人が出席する場合は、委任状（様式4）を提出すること。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者決定後、契約を締結しない場合には見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、次により行う。

ア 開札日時

令和6年3月25日（月）16時00分

イ 場所

福島県立医科大学 1号館1階 カンファラントス1

(2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(3) 入札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が入札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。なお、再度入札の回数は、原則として2回とする。

(4) 落札者の決定及び公表について

ア 開札したときは、直ちに入札書の記載事項を確認し、無効または失格の入札を行った者があった場合には、その者の名称及び無効又は失格の事由を入札場所で発表する。

イ 同じ価格をもって入札した者が2以上あるときは、くじにより順位を決定する。

ウ 無効または失格の入札を除き、予定価格の範囲内で最低の価格を持って申し込みをしたものと落札者とする。

(5) 落札者がいないとき、または再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約に移行する場合がある。

9 入札心得

(1) 入札者は、要領を熟知のうえ入札しなければならない。

(2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならぬ。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結する又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 入札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 入札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、入札場所に入場することができない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、入札の前後を問わず書換え、引き換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

11 入札者の無効等

(1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した者の入札

- ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
- エ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- オ 記名、押印を欠く入札
- カ 金額を訂正した入札
- キ 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- ク 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- ケ 明らかに談合によると認められる入札
- コ その他、入札に関する条件又は福島県立医科大学において特に指定した事項に違反した入札

1.2 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。（「契約保証金納付免除申請書（様式6）を提出すること。）

なお、契約保証金の減免については落札者に「様式7」により通知する。

1.3 契約書の作成

- (1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）について、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、すみやかに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 契約書は、別添委託契約書（案）とする。

1.4 その他

- (1) 一旦受領した書類は返却しない。
- (2) 書類の作成等に要した費用は、すべて入札者の負担とする。
- (3) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。
- (4) 入札者は、入札日の前日までの間において提出した書類に関し、公立大学法人福島県立医科大学から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 本件入札は、その契約に係る予算が承認され、4月1日以降で予算執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- (6) 落札者とは、要領に定める業務時間以外の時間及び片道160kmを超える遠隔地における患者輸送車運航業務について別途随意契約を締結する。

別記1

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（入札保証金の免除）

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれないと認められるとき。

別記2

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（契約保証金）

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上（工事等の請負契約にあっては、100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。
- 3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 福島県債証券 | 額面全額 |
| (2) 国債証券 | 額面全額の10分の8 |
| (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の10分の8 |
| (4) 理事長が確実であると認める社債権 | 時価の10分の8 |